

# くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2023年7月31日 Monday)

第271 (2022年度-第2号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

◆◆メールアドレスを変更しました!

## 下関市立大学理事解任無効判決! 山口地裁下関支部(7/11)

教授会の意向を完全に無視した運営で大学自治が崩壊しつつある下関市立大学で、大学の運営を学外で批判したこと(2020年10月18日、大分大学で開催されたシンポジウムでの報告)を理由に、その10日後に理事を解任された飯塚靖元理事(元経済学部長)が、理事解任は不当として2021年7月に山口地方裁判所下関支部に提訴していましたが、この度7月11日、山口地方裁判所下関支部は訴えを認め、理事解任を無効とし同氏が定年退職するまでの理事報酬等の50万円余を大学に支払えと言いました。



元々、飯塚氏の「批判」は、下関市大が教育運営審議会に諮らずに経済学部とは無縁の特別支援教育専攻科の設置などを決めたことに対して事実に基づいて行われたものであり、まったく違法性のないものでした。そのため、飯塚氏は無効を求める訴えを山口地方裁判所下関支部に起こしていました。

判決文では、「公立大学法人では、役員員の忠実義務についても公益という観点が必要」としたうえで、元理事の批判については、「相応の根拠を伴っていて、批判、および意見として許容される範囲を超えない」と原告飯塚元理事の主張を認めています。

## 全面勝訴に飯塚元理事・弁護団・支援者から喜びの声

飯塚氏は、裁判のあとの報告集会で、「公立大学という教育、研究の場の特殊性をきちんと理解して判決に盛り込んでもらった」と話しました。この判決に対して下関市立大学は、「判決文が届いておらず、コメントできない。到着しだい、精査して適切な対応を検討する」としていましたが、高裁への控訴等行うことなく判決に従ったうえで、その他の様々な大学自治を無視した大学運営を直ちに改めよとの声があがっています。裁判へは飯塚氏を支援する傍聴者が多数参加し、勝訴判決に喜びの声があがりました。



## 教員採用・学部設置で教員の声無視した運営への批判はやむを得ない ～自治破壊・教授会無視の運営批判は根拠あり許容されると判決文～

判決では、教員人事・専攻科設置・定款変更などが教授会審査・教育研究審議会議決なしに進められたことは、大学自治を揺るがすものであり、あってはならないとの飯塚氏の「批判」は根拠のあるものであり、大学運営上許容されるものであることを述べています。判決はその他にも原告が指摘し訴えた理事会専制とも言える下関市立大学の運営の問題点のほとんどを「根拠がある」「容認される」等として事実認定しており、2014年6月の学校教育法改悪による学長権限強化と教授会権限縮小のもとで全国的にみられる大学自治を無視した大学運営に反対するとりくみにとって大きな意義のある判決となっています。



「私物化」される公立大学の見本 下関市大の運営

2023年5月18日

国立大学法人山口大学  
総務企画部人事課長 林 浩之 殿

山口大学教職員組合  
書記長 森下 徹 

### 休職者等の職務復帰に関する取扱いについて

このことについて3月8日開催の労働安全衛生委員会で報告・審議された取り扱いの変更案について、先日来、貴職等と協議を行ってまいりましたが、当面、下記について検討いただくことを求めますのでよろしくお願いいたします。

#### 記

1. 取り扱いの2.で「職務復帰は原則、従前の勤務場所、勤務条件となる」としているが、これによって、これまで当該職員の状況によっては措置されてきた「短時間勤務」等の業務上の配慮を廃止せず、適宜運用すること。
2. 1.を適宜運用する場合、給与支給基準・短時間勤務の適用期間・勤務場所・担当業務・職位等について、当該職員の状況に応じて運用すること。
3. 2.の内、「給与支給基準」については、その者の勤務時間・勤務日数等に応じて支給額を決定するなどの取り扱いを具体化すること。なお支給額については、当該者にその根拠を説明し同意を得ること。
4. 同じく取り扱いの2.で示されている復職プログラムを受けている期間における「通勤時」「出勤中」の事故などの場合の補償について明示すること。
5. 取り扱いの5.の再度の職務復帰の際にその可否を決定する復職判定委員会の構成員について、「職員が属する事業場の職制」とあるが、より責任と権限のある者及び人事担当者等を加えることについても検討いただきたい。なお、いずれであっても当該職員の休職時の者か復職予定時の者かについての判断はどのようにされるのか。これは、当該職員の休職に至る経緯との関係では不適當な場合もあると思われるので弾力的に運用すること。

以上

令和5年7月13日

山口大学教職員組合  
書記長 森下 徹 殿

国立大学法人山口大学  
総務企画部人事課長 林 浩之

休職者等の職務復帰に関する取扱いについて（回答）

2023年5月18日付けで検討依頼のありました標記の件につきまして、以下のとおり回答いたします。

記

1. これまでの「短時間勤務」等の配慮については、産業医との意見交換会で、産業医から次のとおり意見があった。
  - ・復職させる職員への配慮がまちまちだと不公平感がある。
  - ・（フルタイムで働ける状態ではなく）短時間勤務での復職では、再度休職となる例があり、「フルタイムで働ける」状態を基準としないと、復職の判断は非常に難しい。
  - ・以上を明確にした統一的なルールを策定した方がよい。以上、有識者からの意見を踏まえた取扱いとなっており、この度の要望を検討することは難しい。  
ただし、あくまで「フルタイムで働けること」を前提とした復帰後に、本人の申出による「短時間勤務」については、導入を前提に検討する。
4. 事故に遭った場合の補償については、取扱いに明示する。
5. 「職員が属する事業場の職制」は管理監督者等も対象となる。また、人事担当者については、「その他、必要に応じ委員会が指名する者」として、委員会に加わることとなる。  
また、「職員が属する事業場の職制に関し、当該職員の休職時の者か復職予定時の者かについての判断」は、復職予定時の者となるが、休職や前回復職の経緯等も考慮する必要がある。また、「その他、必要に応じ委員会が指名する者」として、委員会に参加する。

## 看護職、仕事のやりがいあるのになぜ辞めようとするのか？ ～アンケートでは「仕事のやりがい」8割、「辞めることを考えている」8割～

医療関係3団体（日本医労連・全大教・自治労連）による「2022 看護職員の労働実態調査」（2022年10月～12月実施）には全国で約3万6千人、山口大学からも178名の方から回答が寄せられています。結果によると、看護職員で仕事へのやりがいを持っている人が8割もいる一方で、仕事を辞めることを考えている人が8割いることが明らかになっています。（アンケート結果については、近くご報告する予定です）



実際、大学に請求した資料によると、山口大学附属病院では2022年度に74名を新規採用した一方で85名が中途退職しています。

### 昼休みなし・年休とれない・毎日残業、退職するしかない」と看護師の声



先日もくみあいニュースを読まれたという看護職員の方から何通か匿名のメールが組合に届きました。それぞれ現場のリアルな状況が綴られており、具体的には、昼休憩がとれない・年休申請が許可されない・時短勤務でも「定時」に帰れない等、いずれも労働基準法・就業規則・労使協定に反した労働実態があることがうかがえます。疲弊したスタッフも多数で、なかには退職も考えているという方もおられました。

組合はアンケートに寄せられた声、組合に直接届けられた職場の実態を、附属病院長・看護部長へ届け、その解決を求めています。

### 組合の指摘・要望・申入れ等で大学方針の軌道修正続く

各種がん検診受診料引上げ問題については、くみあいニュース第267号で報じたとおり、組合の申し入れによって引上げ額を低減することができましたが、その後も、組合の指摘・要望・申入れの結果、大学が決めた、あるいは決めようとしていた労働条件の改悪となる動きの軌道修正が続いています。

### ○ 大学会館使用制限緩和される！ 休日使用可・時間は22時まで！ ～「組合の対応で学生のサークル活動の自由が保障された」との声～

くみあいニュース第269号で大学会館の使用時間・使用期間が今年4月から大幅に制限されている問題を報じましたが、その後の組合のとりのくみ等により、全面的に制限措置を解除することが決まりました。これは7月18日に開催された教学委員会で示されたもので、案では、休日の利用も可で使用時間も従来の午後9時半から午後10時までに延長するという内容になっています。今後、教学委員会に示された考え方を踏まえて「大学会館使用要項」が改正されることとなります。このことに対して学生や教職員の間から、「学生の、特に文化会関係サークルの活動が保障される」など喜びの声が上がっています。



### ○ 休職者の復職の取り扱いで短時間勤務の全廃を軌道修正

こちら組合の対応で制度「改悪」の軌道修正がなされたケースで、くみあいニュース第267号（4頁目）で「休職者の復職に関する取り扱い一部改正は慎重に～復職時の短時間勤務全面廃止は実質的案労働条件変更」と題して報じた件についての報告です。組合の人事課長への申し入れ（5/18）に対して『フルタイムで働けること』を前提とした復帰後に、本人の申出による『短時間勤務』については、導入を前提に検討する」との回答（7/13）が提示され、実質的に復職の際に完全なフルタイムではなく短時間勤務の余地を残す方向が確認されました。



（本件申し入れ・回答は3・4頁参照）